

重要事項説明書(訪問看護サービス)

この重要事項説明書は、益城病院 訪問看護ステーションが _____ 様に対して訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号第 8 条に基づいて、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 訪問看護事業者(法人)の概要

事業者名称(法人)	社会医療法人ましき会
代表者名	理事長 犬飼 邦明
所在地・連絡先	(住所) 上益城郡益城町馬水 123 (電話) 096-286-3611 (FAX) 096-286-8145

2 事業所の概要

事業所名	益城病院 訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 上益城郡益城町馬水 123 (電話) 096-286-3611 (FAX) 096-286-8145
介護保険事業所番号	4362890123
管理者の氏名	渡邊 史子
通常事業の実施地域	上益城郡、熊本市東区

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	益城病院 訪問看護ステーションは、ご利用される方の能力を可能な限り引き出し、自立した在宅療養を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指すことを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図り、快適な在宅療養ができるよう努めます。2. 事業の運営にあたって、主治医からの指示を受け、関係機関等と連携を密にし、適切なサービスの提供に努めます。3. 当ステーションは、利用者の社会復帰及び自立支援と社会への参加促進を図り、障がい福祉サービスに係る事業、その他の障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように、地域住民等の理解と協力をえるように努めます。4. サービスを行う際には事前に十分説明を行い、必ず利用者および家族の承諾を得ます。5. 秘密保持の厳守を行い、プライバシーの保護をします。6. 利用者の方々の病状をふまえ、医師からの指示により複数名で訪問することがあります。(加算有)

4 事業所の職員体制(必要定数)

	常勤	備考
管理者	1名	※訪問看護兼務
看護師 作業療法士	3名以上(常勤換算 2.5名を含む)	

常に基準を満たした配置をしています。

5 営業時間

営業日	月曜日 ~ 土曜日(但し、12/31~1/3を除く)
営業時間	8:30 ~ 20:30

6 訪問看護の主なサービス内容

訪問看護サービスの 内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態の観察と助言 ● 日常生活の看護 ● 精神・心理的な看護 ● 認知症の看護 ● 病気への看護と療養生活の相談 ● 療養環境改善のアドバイス ● 介護者の相談 ● 様々な在宅ケアサービス(社会資源)の使い方相談 <p style="text-align: right;">など</p>
-----------------	--

7 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、利用者の家族等及び必要時には市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ② 利用者に対する訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

8 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 契約期間有効中、感染症、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなる場合がありますのでご承知おきください。尚、速やかにサービス再開に努めます。

9 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします

10 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、従事者又は家族などによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 利用料金

1) 介護保険利用の場合

利用者負担額について、介護支援専門員が作成するサービス利用票のとおりです。

(種類と金額は別紙参照)

2) 医療保険利用の場合 (種類と金額は別紙参照)

※自立支援医療費 適用可(申請が必要となります。ステーションスタッフにお尋ね下さい。)

3) 基本利用料(各保険の負担割合に準じます)

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障がいの状態にあることで認定を受けた方	一般の方	訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
・70歳～74歳の方	一般の方	訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割
・6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	訪問看護に要する費用の3割
・就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	訪問看護に要する費用の2割

4) その他の利用料

項目	内容	金額
休日加算	営業日以外に訪問した場合	30分につき750円、以後30分毎に750円
交通費	実施地域以外(上益城郡、熊本市東区)	1kmあたり20円
死後の処置料	1回につき	11,000円
キャンセル	前日までに連絡がなかった場合	2,000円
その他	駐車場利用料など	利用料金額(実費)

5) 【料金の支払いについて】

通常のサービスの利用料金は窓口または銀行及び郵便局の指定口座からのお支払い(自動引き落とし)をお願いいたします。その際発生する手数料は当方の負担となります。

【利用料金についてのお問い合わせ】

相談窓口 月曜日～金曜日(祝・祭日除く) 9:00～16:30 まで

TEL : 096-286-3611

■支払方法

- 窓口払い
- 金融機関引落とし
- その他()

※ 該当箇所の口“レ”チェックをお願いします

12 苦情申し立て窓口

ご利用者相談窓口	▪ ご利用時間 月 ~ 金 9:00 ~ 16:30
	▪ 連絡先(TEL) 096-286-3611
	▪ 窓口担当 渡邊史子

13 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措 置 の 概 要
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none">① 連絡先 — TEL:096-286-3611 FAX:096-286-8145② 担当者 — 渡邊史子③ 受付時間 — 9:00 ~ 16:30④ 担当者不在の場合 — 苦情、相談を受付けた従業員が対応し、担当者へ引継ぐ。
<p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none">① 原因の把握② 検討会の開催③ 改善④ 解決が困難な場合⑤ 再発防止対策⑥ 事故発生時などの対応について
<p>3 その他参考事項</p> <p>事業所において解決困難な場合、以下の行政窓口等の関係機関と協力し解決を図る。</p> <p>熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市健軍1丁目18番7号 TEL:096-214-1101 FAX:096-214-1105</p>

当事業所は、訪問看護の提供開始に当たり、利用者又は利用者の家族に対して本書面に基づいて、**重要事項説明**についての説明を致しました。

西暦 年 月 日

事業所所在地 上益城郡益城町馬水 123

名 称 益城病院 訪問看護ステーション

説 明 者 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項説明についての説明に同意しました。

西暦 年 月 日

利用者 住所: _____ 連絡先: _____

氏名: _____ 印

(代筆者氏名) _____ (利用者との続柄) _____

保護者 住所: _____ 連絡先: _____

氏名: _____ 印 利用者との続柄(_____)

緊急連絡先 住所: _____ 連絡先: _____

氏名: _____ 印 利用者との続柄(_____)

変更歴

2022年 7月 8 緊急時対応について (2) を追加

2022年 10月 管理者変更

2024年 3月 8 緊急時対応について ② を追加、9 業務継続計画(BCP)の策定に関する事項
を追加、10 虐待の防止のための措置に関する事項 を追加

2024年 10月 代筆者氏名、続柄を追加